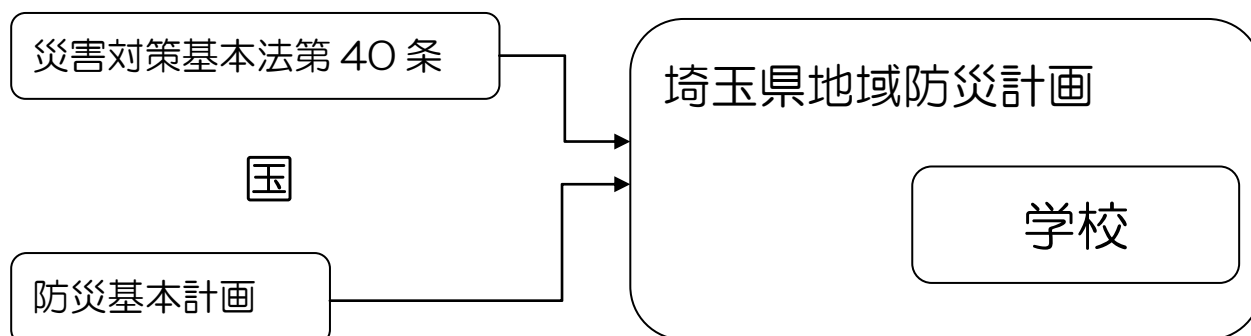


I 総論

1 「埼玉県地域防災計画」と「学校防災マニュアル」

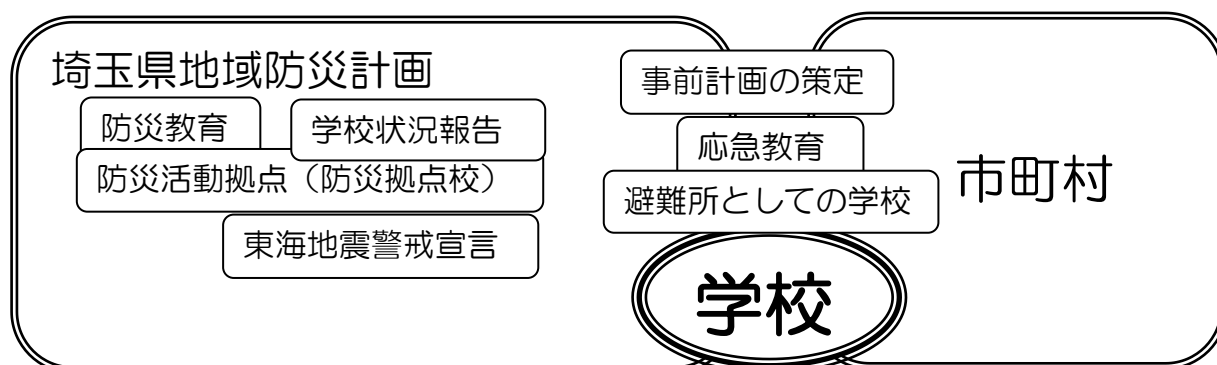
(1) 「埼玉県地域防災計画」について

「埼玉県地域防災計画」は、災害対策基本法第40条の規定により、国の中央防災会議が作成した「防災基本計画」に基づき、埼玉県の地域に係る地震災害について、住民の生命、身体及び財産を保護するため、埼玉県防災会議が必要な事項を定め作成した計画であり、「震災対策編」「風水害・事故対策編」の2編で構成されている。



(2) 「埼玉県地域防災計画」における学校の対応

埼玉県地域防災計画における学校の対応は、以下（抜粋・要約）のように定められている。これらに対応するため、「学校防災マニュアル」を作成した。



2 教職員の防災活動と勤務

(1) 指示系統の確認

埼玉県立羽生高等学校は県の防災計画に基づき、羽生市の防災計画における本校の位置づけを確認し、羽生市および地域等の連携をもとに、学校の役割を明確にするとともに学校管理運営体制を整備する。

(2) 教職員の任務について

生徒等の安全確保・安全確認、施設・設備の管理、避難者への対応等の任務にあたる。

3 震災時における学校の対応基準

(1) 生徒在校時の災害対応基準

災害の程度	管理職	教職員	生徒の動き
原則として 震度5弱 以上の揺れが、学校所在の市町村で観測された場合	学校災害対策本部の設置 ※本部長は校長、副本部長は教頭、事務室長 ・授業継続又は打切りの判断 ・関係機関へ状況報告	・生徒への避難指示 ・震災の情報収集 ・交通機関運行状況の確認 ・安全確認 ・被害調査	・指示を受け、安全な場所へ避難 ・授業継続又は安全確認後下校指示

災害の程度	管理職	教職員	生徒の動き
東海地震警戒宣言の発令	・全ての授業又は学校行事を直ちに打ち切る。 ・警戒解除宣言が発令されるまでの間、休業とする。 ・地震が発生した場合は、上記の基準に準じて対応する。		・指示を受け、直ちに帰宅する。

(2) 夜間・休日等の参集の基準

災害の程度	管理職	教職員	参集後の業務
勤務時間外において 震度6弱 以上の揺れが、勤務校所在の市町村で観測された場合	学校災害対策本部の本部長及び副本部長は勤務校に参集する。	教職員は、家族の安全を確認した後、勤務校に参集する。	・生徒の安否確認 ・施設の安全確認 ・応急対策業務
勤務時間外において 震度5弱 以上の揺れが、勤務校所在の市町村で観測された場合	学校災害対策本部の本部長及び副本部長は勤務校に参集し、学校災害対策本部を設置し、必要に応じ教職員に対し学校への参集を連絡する。	教職員は、自宅で待機し、学校災害対策本部からの参集連絡があった場合は、家族の安全を確認した後、勤務校に参集する。	・生徒の安否確認 ・施設の安全確認 ・応急対策業務

災害の程度	管理職	教職員	生徒の動き
東海地震警戒宣言の発令	・警戒解除宣言が発令されるまでの間、学校は休業とする。 ・地震が発生した場合は、上記の基準に準じて対応する。		・警戒解除宣言が発令されるまでの間、学校は休業とする。

※病弱者、身体に障害のある職員や、発生時に妊娠中又は出産後育児休業中に相当する教職員等で、災害応急対策に従事することが困難な場合は除外する。